

都城市の教育の現状と課題について（案）

1 就学前教育・保育について

近年、核家族化、少子高齢化が進む中、子ども・子育てをめぐる様々な課題を解決するため、平成27年度より子ども・子育てを「量」と「質」の両面から支援する子ども・子育て支援制度が開始されました。

小学校就学前の施設としては、これまで幼稚園と保育所の2つが多く利用されてきましたが、平成27年度の新制度開始に伴い、教育・保育施設の「質の向上」と「量の拡充」を目指して、本市においても幼稚園より8園、保育所より6園、認可外保育施設より1園が認定こども園に移行し、保育の受け皿を拡大しました。しかしながら、これにより、待機児童は発生していないものの、希望する保育所等に入所するために入所を保留する「空き待ち児童」が一定数おり、特に市内中心部の0～2歳の受け皿が不足している状況です。就学前の子ども達の健全な心身の発達のためにも、福祉行政機関との連携を密にしながら、安心して育てられる環境の充実に努める必要があります。

また、就学前の教育・保育内容の充実に加え、認定こども園・幼稚園・保育所と小学校との連携・接続を図ることが必要です。今後は、各園における研修の充実や就学相談の充実等により、就学前教育と小学校教育の連携・接続をより充実させ、子どもの自立心を育て、人とかかわる力を育む教育・保育を推進するとともに、子どもたちの成長を促すための教育環境の整備・充実が必要です。

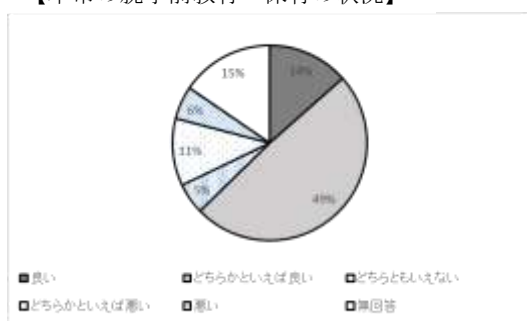
【保育所・認定こども園・幼稚園の入所状況】

年度	区分	保育所		認定こども園		幼稚園		合計
		公立	私立	公立	私立	公立	私立	
平成23年度	施設数	15	52	—	—	3	15	85
	園児数	650	4364			62	1374	6450
平成24年度	施設数	15	51	—	(6)	3	14	83
	園児数	655	4405		23	68	1423	6574
平成25年度	施設数	14	52	—	(6)	3	13	82
	園児数	543	4495		48	70	1490	6646
平成26年度	施設数	14	52	—	(6)	3	13	82
	園児数	472	4564		76	66	1485	6663
平成27年度	施設数	14	46	—	15	3	5	83
	園児数	471	3843		1901	66	577	6858

※平成26年度までの認定こども園は、幼稚園に併設のため、幼稚園の内数。

【本市の就学前教育・保育の状況】

保育課調べ（各年度4月1日）



都城市秘書広報課

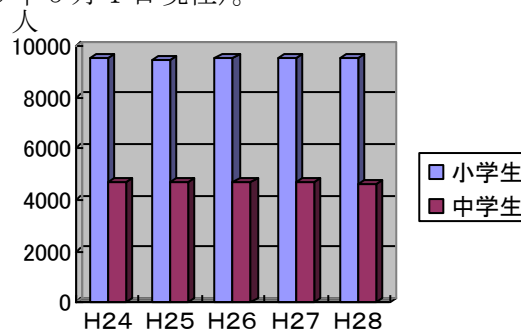
平成27年度ふれあいアンケート

2 学校教育について

(1) 設置している学校の状況

本市は、小学校 38 校、中学校 19 校を設置し、9,508 名の児童、4,623 名の生徒、合わせて 14,131 名が在籍しています(平成 28 年 5 月 1 日現在)。

市の児童生徒数に大きな変化は見られませんが、市の中心部では大規模校を中心に児童生徒数が増えています。反面、郊外では児童生徒数が減少し、規模が縮小している学校が多く見られるようになってきました。特に小規模校においては、複式学級をもつ学校が増えつつあります。



今後は、学校規模等適正審議委員会等での審議を通して、小規模校の在り方について検討していく必要があります。

(2) 学力の状況

本市の児童生徒の学力について、全国学力・学習状況調査及びみやぎ小中学校学習状況調査の結果を県平均と比較すると、小・中学校ともに低い傾向にあります。

この結果を受けて、教員一人一人が授業の改善(見直し)に努め、児童生徒の実態把握・分析を基にした学習指導や各小・中学校が取り組む校内研究について見直しが行われるよう学校訪問等とおして啓発を行っていく必要があります。

また、学校運営協議会と連携を図った授業における地域人材の活用や学習指導のサポート等の取組について、各学校は検討する必要があります。

(3) 将来の職業や意識に関する調査

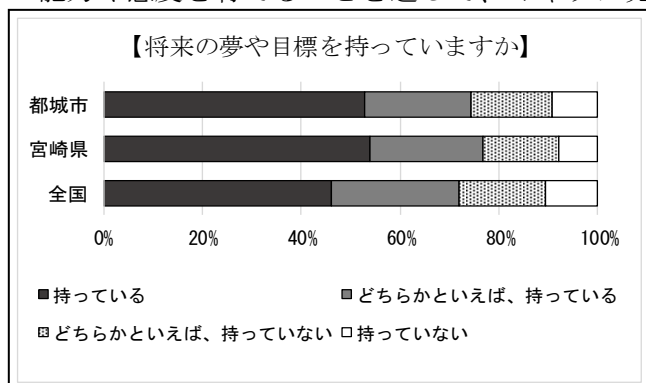
近年、若者の早期離職への対応が課題となっており、児童生徒の発達の段階に応じて一人一人の社会的・職業的自立を目指し、自らの力で生き方を選択していくことができるような必要な能力や態度を育てる教育の充実が求められています。

各学校のキャリア教育全体計画(構想)に基づいて、小・中学校の「縦」の連携を図ることに加えて学校が家庭や地域・社会、企業等との「横」の連携を図りながらキャリア教育を進める必要があります。

また、キャリア教育では、学習と関連付けた体験活動等を設定するなど、子ども達が学びの中で自らの可能性を引き出すために意欲を高め、挑戦できる環境を整えるといった支援策が求められています。

今後は、学校で豊かな体験活動が行われるように、市教育委員会の事業の積極的活用が図られるための学校との連携や企業等の施設見学や企業での社会体験学習の実施により、子ども達が多く知識と経験を身に付けることができるように産業界等との更なる連携・拡大を行います。

※ キャリア教育とは、「一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育」です。



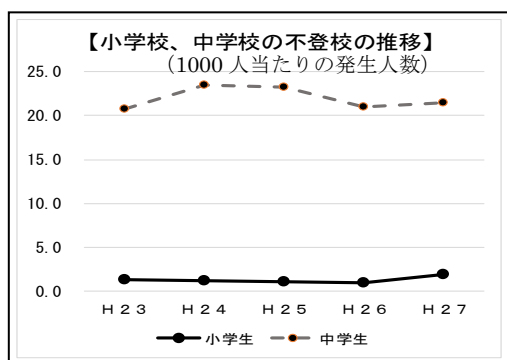
(4) 生徒指導の状況

少子化・高齢化等に伴う社会構造の変化により、生徒指導上の諸問題は多岐にわたり複雑化しています。その中で、諸問題の未然防止・早期発見・早期対応のためにも学校、家庭、地域が一体となった取組の充実が必要となっています。

不登校児童生徒の発生率は、全国平均より低い割合ですが、不登校児童生徒数は毎年、ほぼ同数で推移しているのが現状です。

いじめに関しては、各学校の認知件数は増加傾向にありますが、認知したいじめの解消に向けて対応することを重視しています。

今後とも、いじめや不登校のない学校づくりを目指すとともに、生徒指導体制の一層の充実のために関係機関とも連携を図ることが重要です。



【いじめの認知件数】

	H23	H24	H25	H26
小学校	1	11	1,532	1,902
中学校	1	8	235	245
全体数	2	19	1,767	2,147

※「いじめの緊急調査(文部科学省)」を受けて、認知の捉え方が変わったこと、平成25年度からいじめの認知に向けた取組を更に見直し、いじめの積極的な認知に向けて、より丁寧な調査を行ったことにより認知件数が増加している。

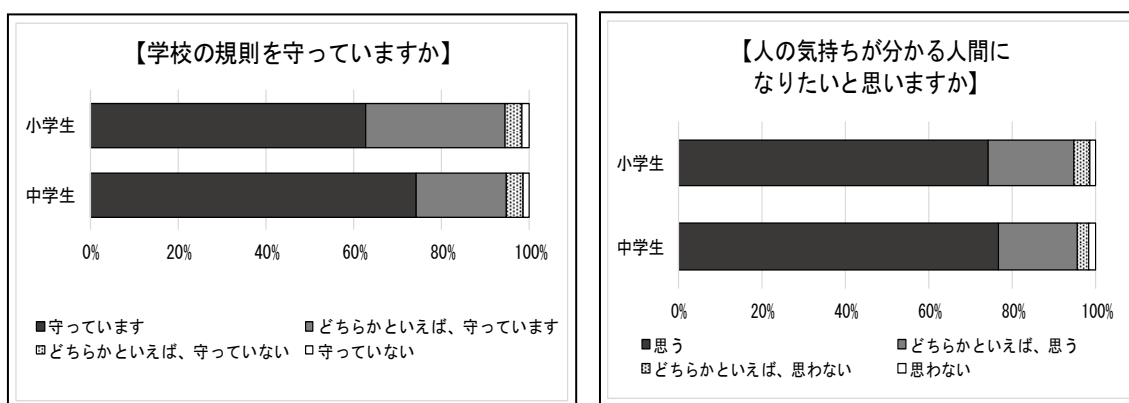
(5) 道徳心や規範意識

平成27年度の全国学力・学習状況調査によると、本市の子どもたちの状況は「い

じめは、どんな理由があってもいけないことだと思っている」「人の気持ちが分かる人間になりたい」の項目で肯定的な回答をしている児童生徒がともに9割を超えており、良好です。

今後も、子どもたちの道徳心や規範意識を育むとともに、道徳の時間の学習と関連を図りながら道徳的実践力の育成を行っていくことが必要です。また、学校・家庭・地域のより一層の連携や体験活動の充実に取り組んでいくことが大切です。

また、いじめや差別問題のない思いやりのある心をもった児童生徒の育成のため、人権教育・啓発活動を行うなど、小・中学校9年間を通した道徳教育の更なる推進を図る必要があります。



(6) 体力の状況

本市の児童生徒の体力・運動能力は県の平均と比べると走力は高いものの、上体に関する力が低い傾向にあります。

また、スポーツ少年団や部活動などの普段から運動に親しむ児童生徒も多くいる反面、運動をする機会が乏しい児童生徒もいるなど運動に対する取組に二極化が見られます。

今後は、学校教育の中で、児童生徒が自ら運動に親しむ資質や能力を身に付けることができるように体育科・保健体育科を中心に指導を行うことが一層重視されます。

家庭や地域においても日常的に運動に取り組むことができる環境づくりを進めていくことが必要です。

また、体力を養うとともに、立腰指導や食育指導の推進を図りながら、児童生徒に望ましい生活習慣や食習慣を身に付けるなどの保健面の充実も必要です。

【平成 27 年度全国体力・運動能力・運動習慣等調査で平均値が県水準以上の項目数の割合】

	小学校 5年生男子	小学校 5年生女子	中学校 2年生男子	中学校 2年生女子
数値が県平均を超えている種目数	5種目	2種目	4種目	3種目

注1) 小学校：8種目（握力、上体おこし、長座体前屈、反復横とび、20m シャトルラン、50m 走、立ち幅とび、ソフトボール投げ）

注2) 中学校：9種目（握力、上体おこし、長座体前屈、反復横とび、持久走、20m シャトルラン、50m 走、立ち幅とび、ハンドボール投げ）

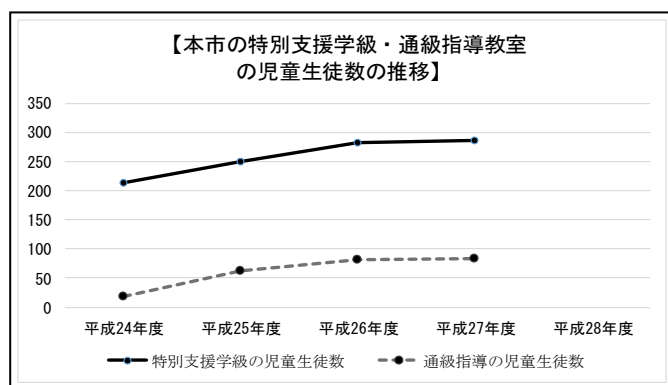
(7) 障がいのある子どもへの対応

本市では特別支援学校や小・中学校の特別支援学級に在籍する児童生徒数は増加を続けています。また、通常の学級に在籍しながら通級指導教室で指導を受けている児童生徒数も増加しています。

また、平成 23 年に障害者基本法が改正され、学校の設置者及び学校は各学校において、障がいのある子どもに対し、その状況に応じて「合理的配慮」を提供することが求められています。そのような中、障がいのある児童、生徒が、地域の小、中学校への通学を選択することが増えております。

本市としては、一人一人の障がいや特別支援的なニーズに合わせた教育環境を提供できるよう努力していますが、通常学級に在籍する特別な支援が必要な児童生徒への指導体制や学校施設のバリアフリー化、特別支援教室の設備の充実などに向けて柔軟な体制整備が今後の課題です。

※ 合理的配慮とは、障がいのある子どもが、他の子どもと平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するために、学校の設置者及び学校が必要かつ適当な変更・調整を行うことであり、障がいのある子どもに対し、その状況に応じて、学校教育を受ける場面に個別に必要とされるものであり、学校の設置者及び学校に対して、体制面、財政面において、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの



(8) グローバルな人材の育成

国際化、情報化が急速に進展している中で、これらの変化の激しい社会を生き抜く力を育むことが求められています。このため、自国の文化とともに異文化を理解し、国際化・グローバル化に柔軟に対応できる児童生徒の育成が必要となります。

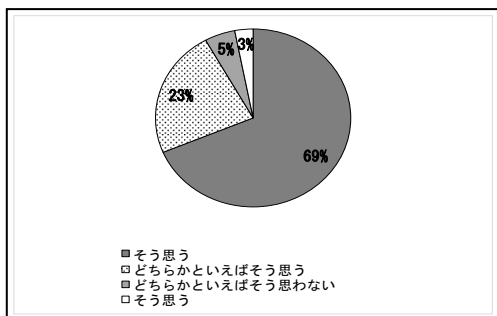
本市では、英語教育の充実を図るために中学校への英語科の授業におけるALTの活用の充実と小学校の外国語活動におけるALTの活用について一層の推進を図っています。そのため、中学校の英語担当教員の研修を行うとともに、ALTの資質向上を図るための研修についても取り組んでいます。

また、平成28年度より市内の中学生とオーストラリアの中学生が互いにホームステイを行う中学生海外交流事業を始めました。

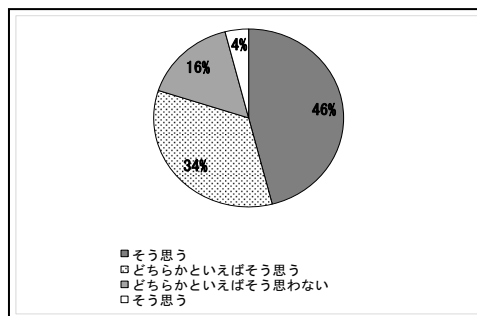
今後は、コミュニケーション能力を育て、異文化に対する理解を深めさせるために小・中学校における豊かな体験活動の充実を図りながら、日本人としてのアイデンティティを高めるためのふるさと教育の充実も必要です。

【あなたは英語が使えるようになりたいですか】

《小学校》



《中学校》



(9) 教職員への期待

今、社会の急速な変化に伴い、教職員に必要な資質や能力は、教科や教職に対する高度な専門的知識だけでなく、児童生徒や保護者、地域、また、同僚の職員とのコミュニケーションを図る能力が必要となっています。

また、限られた時間の中で業務を遂行していくために必要となる自己管理能力や学級や分掌部会といった所属する組織を運営するためのマネジメント力も教員としても必要不可欠な力となっています。

今後、経験豊富な教員の大量退職や若手教員の増加の傾向が予想されることを考えると、学校内での教員同士の学び合いとなるOJTの推進が大切となります。

【教職員の資質や姿勢で特に大事だと思うこと】



平成26年度みやぎの教育に関する調査

(県教育委員会)

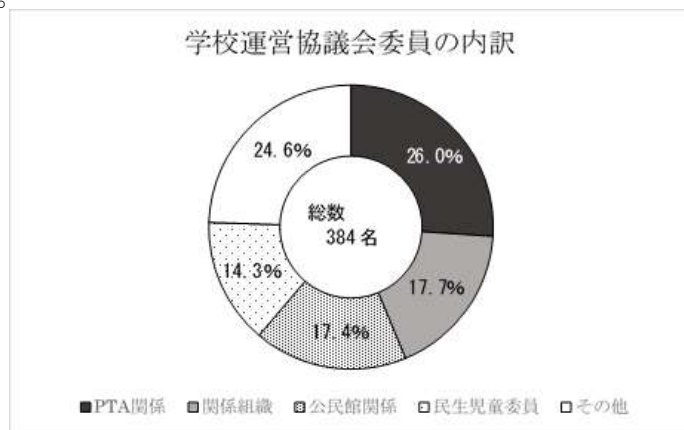
(10) 家庭や地域との連携

平成25年度に市内の全小・中学校に学校運営協議会を設置し、全ての小・中学校をコミュニティ・スクールに指定しました。

それ以降、保護者や地域住民が学校運営に参画しています。学校支援ボランティア活動も、各地域の実情に応じながら行われてきています。

また、学校の授業における外部人材の活用がほとんどの学校で計画的に行われるようになりました。

今後とも、コミュニティ・スクールの取組を推進し、地域総掛かりで都城市の教育的課題解決をしていくことが期待されます。



(11) 学校施設の状況

学校は、児童生徒が1日の大半を過ごす場所で、安全、安心な教育環境を整備する必要があります。

学校施設は、改築、大規模改造及び耐震補強を施工（実施）することにより、構造耐震指標（I_s値）0.7以上の耐震性能を有する施設となり、平成27年度末に、学校施設の構造体の耐震化が100%を達成しました。

近年の大規模な地震では、天井材の落下など、いわゆる「非構造部材」の被害が発生していることから、避難所に指定されている施設、危険性の高いものから計画的に点検を行い、改修を行っていく必要があります。また、多様な学習内容・形態に対応できるよう空調や扇風機等の設置を進める必要があります。

今後、公共施設等総合管理計画の策定に合わせ、学校施設の整備計画も立案していく必要があります。さらに、子どもたちや地域住民が安心して学校を利用できるよう、施設の耐震性の確保に努めるとともに、バリアフリー化を図っていく必要があります。

【学校の耐震化率及び図書室空調設備率】

年月	耐震化率 (%)	図書室空調設備率 (%)		
		小学校	中学校	計
平成24年4月	72.8	57.1	41.2	51.9
平成25年4月	86.1	60.0	47.1	55.8
平成26年4月	93.5	68.6	58.8	65.4
平成27年4月	97.8	80.0	82.3	80.8
平成28年4月	100.0	100.0	88.2	96.2

(12) 学校給食、食育の状況

本市の学校給食は、市内の5給食センターによって、幼稚園3園、小学校37校、中学校18校へ一日約15,000食の学校給食を提供しています。

また、各学校給食施設においては、安心・安全な学校給食を安定的に提供することが重要であるため、設備の修繕や備品等の入替に計画的に取り組んでいくことが必要となります。

【都城市学校給食センター概要】

名 称	所在地	学校数	(約)食数/日
都城学校給食センター	横市町 339 番地 1	小学校 19 校 中学校 10 校	12,000 食
山之口学校給食センター	山之口町大字花木	小学校 3 校 中学校 1 校	650 食
高城学校給食センター	高城町大字穂満坊	小学校 5 校 中学校 3 校 幼稚園 3 園	1,550 食
山田学校給食センター	山田町大字山田	小学校 5 校 中学校 2 校	800 食
高崎学校給食センター	高崎町大字大牟田	小学校 5 校、 中学校 2 校	800 食

近年、子どもたちの栄養の偏り、不規則な食事、肥満の増加、過度の瘦身志向など食生活の乱れや健康への影響が広く指摘されています。

この様な状況を受け、国においては平成 17 年に「食育基本法」が制定され、「食育」は「生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきもの」と位置付けられました。

本市では栄養教諭が中心となってすでに「食育」の推進に取り組んでいますが、今後も地場産物を使用した学校給食を、食に関する指導の「生きた教材」として活用し、学校・家庭・地域とが相互に連携して子どもたちの望ましい食習慣の習得と健康の保持増進を図っていくことが重要となります。

また、毎月配布している「給食だより」を通して、各家庭での食育の取り組みも推進しています。

【健やかな心身を育む「食」の推進事業実績】

	小学校	中学校	計
平成 23 年度	5 校	6 校	11 校
平成 24 年度	6 校	4 校	10 校
平成 25 年度	5 校	4 校	9 校
平成 26 年度	7 校	2 校	9 校
平成 27 年度	8 校	3 校	11 校

注) 健やかな心身を育む「食」の推進事業：市内の学校に2名の学校栄養職員を加配し、小中学校からの依頼に応じて、学校栄養職員が「食」に関する講話等の食育指導を実施する事業。

3 家庭や地域の教育力について

(1) 家庭と地域の教育力

家庭教育は、すべての教育の出発点です。これからの社会を生きる子どもが、家族とのふれあいを通じ、基本的な倫理観・自制心や自立心、そしてそれらの基本となる「生きる力」の基礎的な資質や能力を培う最終的な責任を負うのが家庭です。

本市では、家庭における子どもの養育と教育を行うのに必要な知識や技術を学習する機会を提供することを目的として、小・中学校、幼稚園等に家庭教育学級の開設を推進しています。開設数は、平成20年度の73学級をピークに平成27年度が64学級で年々減少傾向にあります。

各学級とも市補助金を活用して学習会の開催や研修に取り組んでいますが、ひとり親世帯の増加、他者とのつながりの希薄化等により学級生が減少したため、閉級する学校等が出てきています。

今後、閉級している学校等を中心に、再度開設を奨励するなど、家庭教育の重要性を訴えていくことが必要です。

また、家庭の教育力低下が指摘されているなか、急激に進む少子化・核家族化により、誰にも悩みを相談できず一人で抱え込むケースが増加していると言われていています。さらに、児童虐待の増加といった深刻かつ緊急性のある社会課題への対応が必要とされています。

そうした現状に即し、家庭教育学級だけでなく、地域や学校における様々な形での子どもや保護者への支援活動が広まってきています。青少年の健全な育成を図るためには、地域の子どもは地域で守り育てるという意識の形成を図り、家庭・学校・地域が連携した更なる取り組みを展開する必要があります。

【家庭教育学級数の推移】

(単位：人)

年 度	H23	H24	H25	H26	H27
幼稚園・保育園等	14	14	13	13	13
小 学 校	36	36	36	36	36
中 学 校	18	17	17	16	15
合 計	68	67	66	65	64

※笛水小・中学校は、中学校に計上。

(2) 学びのセーフティネットの構築

本市では、生活が困窮している家庭に生活保護等の援助を行い、就学する児童生徒がいる家庭には就学援助を行っています。特に、保護者の経済状況や家庭環境等による進学機会や学力等の差が子ども達のその後の就労・賃金等の格差につながり、引いては世

代をまがる格差の再生産・固定化が生じないよう手立てを行うことが大切です。そのため、家庭の経済状況や子どもの学力等に応じて経済的支援や、学習面・生活面における支援などを適切に講じる必要があります。また、福祉行政機関等との更なる連携が重要になります。

今後は、学校・家庭・地域など様々な関係者が連携しつつ、それぞれの役有りを果たすことにより、社会参加・自立に必要な知識・能力を一人一人が身に付けられるようにしていく必要があります。

(2) 放課後の居場所づくり

少子高齢化が進む中、活力ある地域社会を創造するには、女性の力を最大限発揮し、「女性が輝く社会」を実現するため、安心して児童を預けることができる環境を整備することが必要です。共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、すべての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を通して、豊かな人間性と生きる力を育むことができるよう居場所をつくるため、都城市では、国が進めている「放課後子ども総合プラン」に基づいて、平成28年3月に「都城市放課後子ども総合プラン行動計画」を策定しました。この行動計画により放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体型又は連携型を含めた計画的な整備を進める必要があります。

本市生涯学習課で実施している放課後子ども教室につきましては、市内10教室開設しており、放課後、週末等における安全・安心な活動拠点、居場所を設置し、勉強・スポーツ・文化活動や地域住民との交流活動など、地域で子どもを育てる環境づくりが必要です。

運営には、コーディネーターやスタッフなど地域ボランティアの理解と協力が不可欠であり、現状の人員体制を維持するとともに、新たな人員確保や後継者育成が課題となっています。

西岳地区、高崎地区（高崎麓、縄瀬）については、放課後子ども教室を実施中の校区において、今後は保護者の利用意向に十分配慮しつつ、放課後児童クラブの実施を検討する必要があります。

【都城市放課後子ども総合プラン行動計画】

		H25年	H26年	H27年	H28年	H31年
児童クラブ	箇所	39箇所	42箇所	47箇所	52箇所	70箇所
	定員	1,334人	1,462人	1,682人	1,824人	2,667人
子ども教室		10教室	10教室	9教室	10教室	12教室

4 生涯学習や文化・スポーツ活動について

(1) 生涯学習

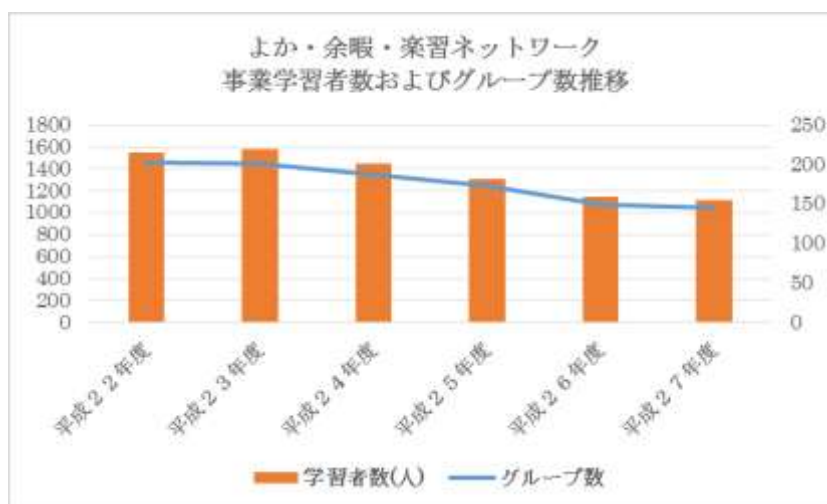
人口減少、超高齢社会が進む中、団塊世代の学習者が増える一方で、若年層の参加が少ないなど、市主催の講座への参加者は減少傾向にあります。

そのような現状ではありますが、生涯にわたって、「いつでも、どこでも、誰でも、何でも学習できる」生涯学習の機会提供や施設機能の整備を行い、生涯学習に対するニーズの多様化に対応する必要があります。

一人ひとりが自己実現に向けて自らを磨き高めるための学びの場として、少人数でも学習に参加できる講座の充実を図るとともに、世代間交流を深めるなど、市民の生涯学習の機運を高めることが大切になります。

さらには、学習成果を発表する機会等を提供するとともに、地域づくりに活かせるような仕組みを構築し、学習意欲向上を図ることが必要です。

また、高齢期の生涯学習については、健康が第一であり、健康増進やスポーツの振興を図りながら、高齢者の生きがいをづくりを推進し、学習意欲を維持できるよう学習内容を充実させる取り組みも必要です。



(2) 図書に親しむ環境作り

市立図書館は、市民に情報、知識、教養などを提供する社会教育及び生涯学習の拠点施設として大きな役割を担っています。現在、遠隔地の利用者のために移動図書館車「くれよん号」を巡回させ、図書館サービスの充実を図っています。また、各地区においても、それぞれ図書室を設け図書館サービスを提供しています。

現市立図書館は昭和46年の開館であり、老朽化への対応が求められており、現在、平成30年の新規オープンを目指して準備を進めております。

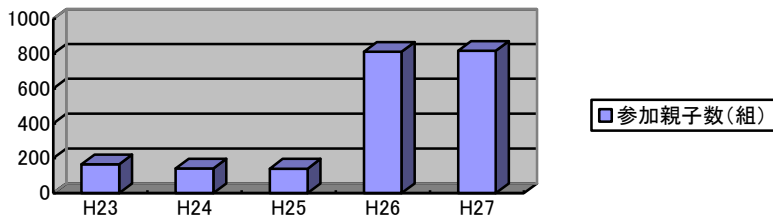
また、市民が図書を手に取り閲覧するスペースや貴重な蔵書を保管する書架の拡充とともに、移動図書館車の合併による市域の拡大に伴う対応も課題となっています。

そして、図書館の役割として重要な読書啓発活動としては、小学生を対象として読書感想文コンクールを開催し、児童の読書への関心増を図っています。

さらに、乳幼児等を対象としたブック・スタートとして「初めての読み聞かせ講座事業」・「ブックプレゼント事業」を実施し、読み聞かせの早期着手の推進と親子ふれあいの機会を創出しています。

【過去5年間のブックスタート事業の参加親子数の推移】

(H25までは「親子絵本ふれあい事業」H26から「初めての読み聞かせ講座事業」)



(3) 芸術文化の振興

薩摩画壇発祥の地と評され歴史的に美術とつながりの深い都城は、昭和56年に県内初の公立美術館を開館し、以来、施設・事業の充実に努めてきました。特に平成11年度の大規模改修により、国内標準規模の展覧会を開催できる広さの展示室となりましたが、体験型のワークショップなどに対応できる実習室などの設備やミュージアムショップなどの利用者のアメニティに配慮する設備の整備も求められています。さらに、開館後30年以上が経過し施設や設備等の老朽化に対応するため計画的な維持補修を行っています。

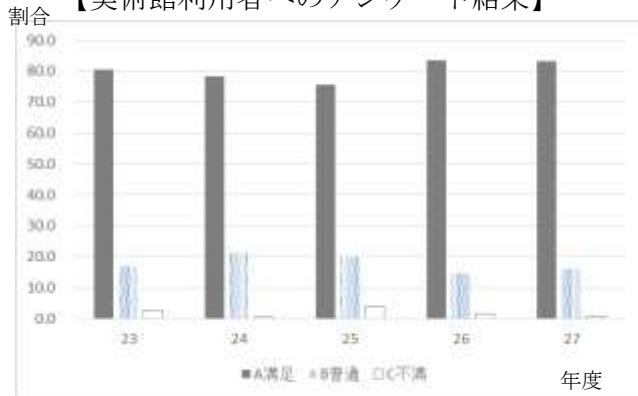
県内でも歴史ある美術館として収蔵品の充実に図っており、山内多門や山田新一といった郷土ゆかりの作家作品をはじめ、現代へつながる若手作家の作品にも注目した収蔵品となっています。それら、作品の保存・修復への対応はもちろんのこと、本市の規模にふさわしい収集や調査研究、企画・事業などを実施するために美術館活動の充実に図る必要があります。

人材育成と芸術文化活動への支援のため、すぐれた美術作品を鑑賞する機会の提供や市民に作品の発表の場を提供するなど公立美術館として期待される役割を果たし、南九州の拠点美術館としての評価を高めていく必要があります。

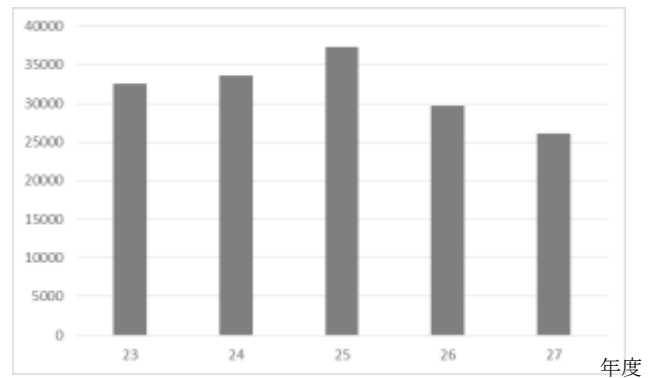
【美術館収蔵品数】

作家名	作品件数	年度	新収蔵	総件数	備考
山内多門	106	27	4	1234	山田新一「俘虜二人」
益田玉城	36	26	2	1230	
山田新一	215	25	6	1228	藤島武二「山の日の出」 日岡兼三「時」インスタレーション
総件数	1234	24	90	1222	鱸利彦作品資料寄贈
		23	13	1132	和田英作「三保松原」 杉本博司「Timeexposed 海景シリーズ」

【美術館利用者へのアンケート結果】



【美術館の年間入館者数の推移】



(4) 歴史と地域文化資源の継承

都城市には、先人たちが培ってきた数多くの有形・無形の文化財や地下に包蔵された埋蔵文化財があります。これらの文化財を適切に保存・活用し、確実に次世代に継承していくことが市の責務です。

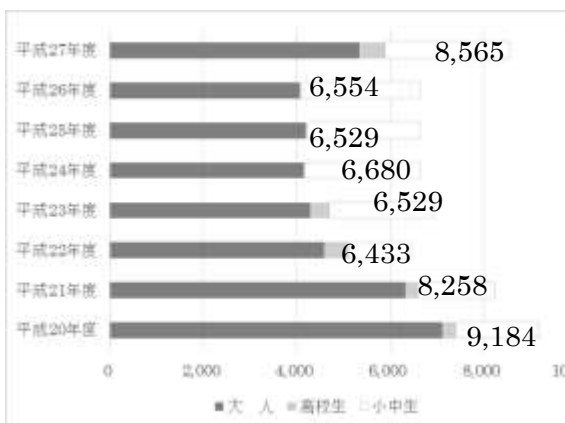
本市では、市内にある文化財を市指定文化財に指定して保護を図るとともに、未指定の文化財も調査し、その把握に努めています。

また、埋蔵文化財については、開発事業者との協議を行い開発のために破壊される遺跡については、発掘調査を行って『発掘調査報告書』を作成しています。

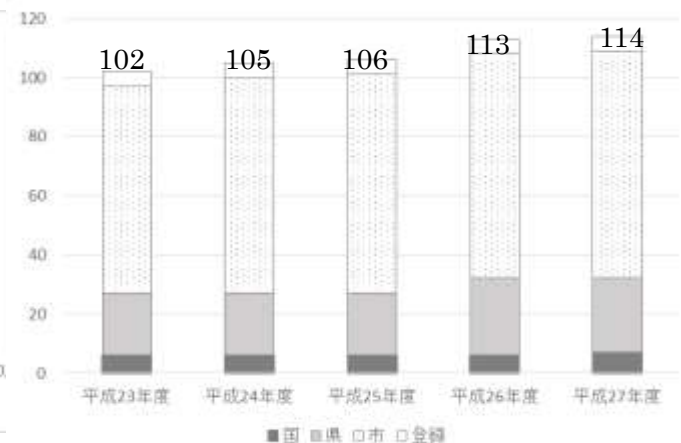
歴史や文化財を活用した事業として、都城島津邸や都城歴史資料館等での展示をはじめ、小中学校への出前授業や巡回企画展などを行っています。また、普及啓発のために、インターネット上での情報公開やシンポジウム及び歴史講座の開催、『都城の歴史と人物』、『都城市の文化財』、『都城島津伝承館史料集』などの刊行を行っています。

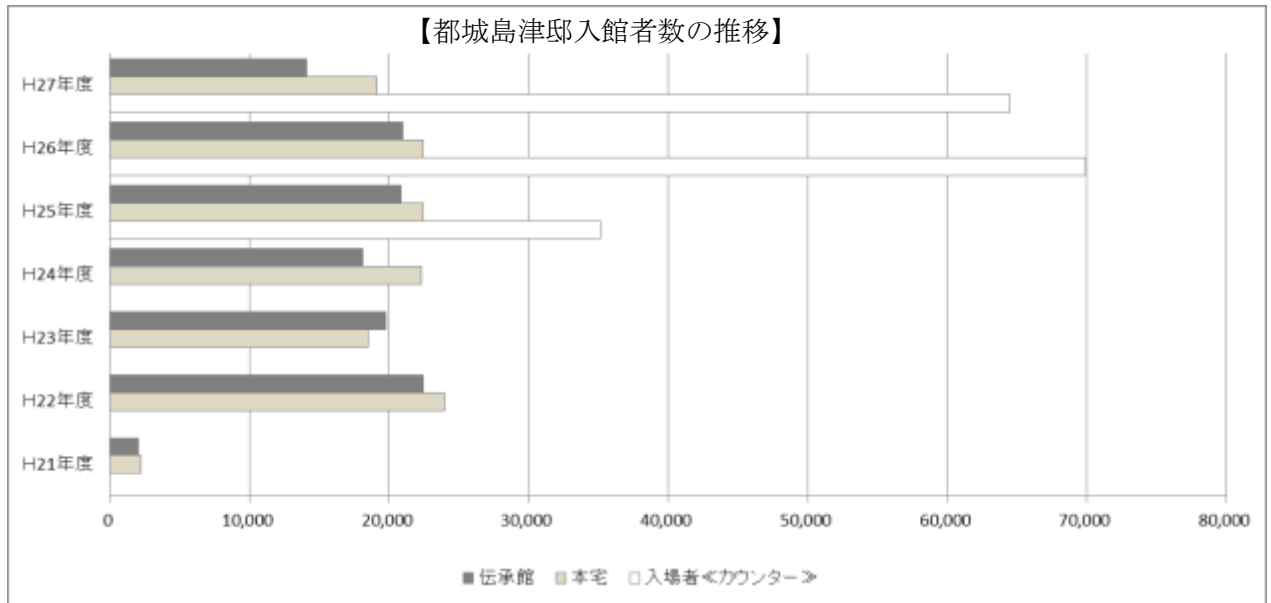
今後もこれらの施策を進める上で、学校教育現場との連携強化、地域住民の文化財保護に対する理解と関心を深める方策の充実、ホームページやパンフレットの多言語化、都城島津邸や歴史資料館等における文化財の積極的な公開、文化財所有者の負担軽減、民俗芸能の後継者育成などが課題としてあげられます。また、未指定文化財を含めた全ての文化財の保護、市内の各地に散在している出土品保存施設の統合、文化財に関する専門的な知識・技術を有する人材を継続的に確保する仕組みづくりなども必要です。

【歴史資料館入館者数の推移】



【指定文化財件数】





(5) スポーツ活動

市民のだれもがそれぞれの体力や年齢に応じて、「いつでも、どこでも、いつまでも」スポーツに親しむことができる生涯スポーツの環境づくりは重要です。

本市では、健康づくりと体力づくりの両面から各種スポーツ教室を開催していますが、ニュースポーツなどの市民の多様なニーズに的確に対応できるようなスポーツ機会の充実も必要です。

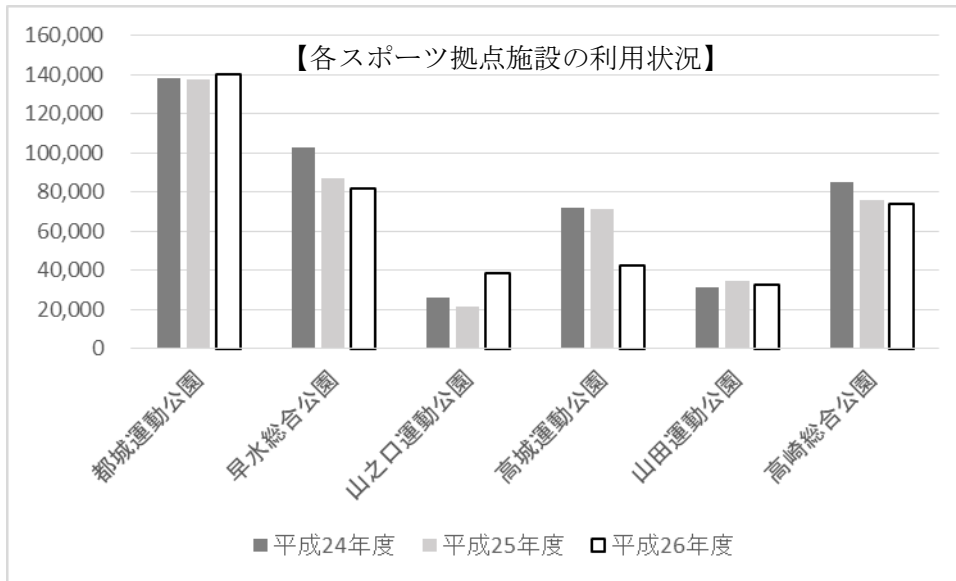
また、生涯スポーツを推進していく上で重要な役割が期待されている「総合型地域スポーツクラブ」についても、既存の体育施設を有効活用して取り組む必要があります。

一方、競技スポーツについては、選手の育成とともに、全国大会等に参加する選手の派遣について支援していますが、さらなる競技の底辺拡大や競技力向上にも取り組む必要があります。

そのためにも、国内外のプロ・アマチュアのスポーツチームのキャンプや合宿を進め、競技能力の高い選手を身近に感じられる環境づくりを進めることは重要です。

同時に、スポーツの振興を図るためには、指導者の確保と育成が重要です。現在、市体育協会加盟の各競技団体、スポーツ少年団やスポーツ推進委員協議会等ではその養成に取り組んでいますが、今後も、その資質向上に努めていくことが必要です。

また、市内のスポーツ施設は市民に広く利用されていますが、老朽化が進んでおり、今後は施設毎の十分な協議・検討の結果をふまえての年次計画を策定したうえで、必要に応じた整備を実施していく必要があります。



【各スポーツ拠点施設の内訳】

スポーツ拠点施設	内訳					
都城運動公園	体育館	庭球場	武道館	野球場	陸上競技場	弓道場
早水公園体育文化センター	体育館	弓道場				
山之口運動公園	体育館	武道場	野球場	陸上競技場	多目的広場	ソフトボール場
高城運動公園	体育館	庭球場	野球場	多目的広場	弓道場	
山田運動公園	体育館	庭球場	柔剣道場	野球場	陸上競技場	多目的広場
高崎総合公園	体育館	庭球場	野球場	陸上競技場	多目的広場	